

特許制度に関する検討課題について

産業構造審議会知的財産分科会 第55回特許制度小委員会

令和 7 年11月28日



1. 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の 適切な権利保護

本論点の課題と検討意義

- 今次小委員会の議論に先立ち、本論点の課題と検討意義を確認したい。

本論点の課題

- ネットワーク関連発明は、属地主義の原則が厳格に解され、発明の構成要素の一部が国外に存在するだけで日本国内における特許発明の「実施」と評価できないとすると、特許を容易に回避し得るおそれがある。
- ✓ 実際に、ドワンゴ対F C 2第2事件地裁判決（令和4年3月）でこの課題が顕在化し耳目を集めたことから、ユーザーの現行制度への懸念や制度的措置に対するニーズが高まったと考えられる。



- ドワンゴ対F C 2事件最高裁判決（令和7年3月3日）により、現行法において条文では明示はされていないものの、サーバーが国外にあっても「実質的に我が国の領域内における実施行為に当たると評価」でき、日本の特許権が行使できる場合があることが確定した。
- 他方、あくまで個別の事案に対する判断であり、一般的な要件まで示すものではなく、いかなる場合に実質的に日本国内の「実施」と評価することができるかが明確ではないため、権利保護の予見性について依然として懸念がある。

検討の意義

- 上記権利保護の予見性に係る課題は知財ユーザーの実務に関する今日的な課題であるため、予見性向上に資する措置を、時機を逸することなく迅速に講じる必要がある。
- ✓ 措置を講じるに当たっては、権利者と事業実施者のバランス、ネットワーク関連発明の技術進展の速さとそれに伴う事業の多様化、国際調和などを考慮すべき。
- ✓ 一般の特許ユーザーにとっても分かりやすい形で明確化していくことが好ましい。

これまでの経緯と今後の進め方

これまでの経緯

- 本論点は、令和元年より特許制度小委員会において検討が開始された後、その時々 Dowling 対 FC2 事件の判決（地裁・知財高裁）を参考にしながら、2年間にわたる調査研究の実施や政策推進懇談会での議論を経て、第50回小委員会（令和6年11月）にて検討が再開された。
- その後、本小委員会では、想定事例を用いた検討や Dowling 対 FC2 事件の最高裁判決（令和7年3月）の分析等を通じ、ネットワーク関連発明の実施の態様によってはサーバーが国外にあっても「実質的に我が国の領域内における実施行為に当たると評価」できる（権利行使可能である）点を確認するとともに、「実質的に国内の実施と認められるための要件」として考慮され得る要素について、以下の3要素を中心に明確化の検討を深めているところ。

- ①「特許発明の技術的効果が国内で発現」要件
- ②「特許権者に経済的な影響が国内で発現」要件
- ③「特許発明の構成要素の一部が国内で実施」要件

今後の進め方

- 今次小委員会では、上記3つの要件に関する考え方について、引き続き、明確化に向けて適時に措置を講じることについて御議論いただきたい。

これまでの特許制度小委員会における検討状況

- 要件①「特許発明の技術的効果が国内で発現」、要件②「特許権者に経済的な影響が国内で発現」、要件③「特許発明の構成要素の一部が国内で実施」についての議論の状況は以下のとおり。

要件の議論状況

- ドワンゴ対F C 2事件の最高裁で明示的に議論された①、②については、他の事件においても一般的に重要な要件となることを確認。
- さらに、①・②の要件の意味するところを、以下のとおり検討。
 - ◆ ①の要件について、技術的効果が直接的に国内で発現していることが必要。
 - ◆ ②の要件について、最高裁判決において、特許権者に「経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない」として、具体的な影響の内容には触れずに侵害を肯定していることを踏まえれば、①の要件を充足していたとしても、「特許権者に経済的な影響が国内で発現していない」という具体的事情がある場合には侵害が否定され得る。
- ③の要件については、最高裁で議論されていない一方で、特許権の効力に大きく影響を及ぼす可能性もあることから、特許権の効力の実効性の確保、ユーザーのビジネスの実態、技術の進展、諸外国の状況等を踏まえて引き続き慎重な議論が必要な状況（次スライド）。

③「特許発明の構成要素の一部が国内で実施」要件について

要否に係る御意見

＜③の要件が必要である（＝構成要素の全てが海外で実施されている場合は権利行使を不可とする）旨の御意見＞

- 特許発明の構成要素の全てが海外にある場合にまで、日本の特許権の効力を認めるのは以下の点から懸念。
 - ✓ 属地主義の原則からすると過剰な保護となるおそれ。
 - ✓ ③の要件がなくてはクリアランス負担が過大となるおそれがあるとともに、他国も同様の制度を導入した場合に、当該国で事業を展開していない日本企業が、当該国の特許権によって不測の侵害リスクを被るおそれがある。また、そのような国が増えると、複数の国の特許権侵害リスクに同時にさらされる。

＜③の要件が不要である旨の御意見＞

- ③の要件を必須とすると、SaaSのようなサーバーで実質的に処理が完結するようなサービス等、比較的新しいサービス形態の保護が不十分となるおそれがある。
- 最高裁で特段議論されていない要件を課すなど権利行使の幅を狭めるような方向性については慎重に検討すべきである。

内容に係る御意見

- 仮に③「特許発明の構成要素の一部が国内で実施」要件を設けても、発明の重要部分と何ら関係のない部分（例：国内のユーザーがアイコンを単にタップするための処理）を特許の請求項に含めるだけで要件を充足できてしまうと、要件として形骸化するおそれがある。
- 仮に③の要件を設けても、技術の進歩や通信インフラの発達に応じて、将来再度の検討を行う必要性が生じる可能性がある。
- 以上の議論を踏まえると、③の要件については、仮に当該要件を設ける場合は、適切な結論を得るために引き続き慎重に国内外の状況を注視していく必要があると考えられる。
- ⇒ 拙速にルールを確定させるよりは、国内外での技術の進展、ビジネスの実態、議論・裁判例の状況の変化を見越し、まずは柔軟に対応可能な措置を速やかに講ずることがむしろ好ましいのではないか。

現時点における適切な措置の方向性

- 冒頭に確認したとおり、本論点の検討を通じて達成すべきは「権利保護の予見性向上」であり、最高裁判決後に依然として知財ユーザーに懸念が残ることを踏まえれば、特許法を所管する官庁として時機を逸することなく迅速に対応する必要がある。
- ✓ これまでに整理した本小委員会における検討状況を踏まえれば、国内外での技術の進展、ビジネスの実態、議論・裁判例の状況の変化を見越し、まずは柔軟に対応可能な措置を講ずることが適切ではないか。



- これまで要件の明確化を目指して行われてきた議論をいかし、本小委員会にて引き続き御意見をいただきながら、特許庁にて現行法を前提とした一定の考え方の整理（以下、「考え方の整理」という。）を作成・公表することが考えられるのではないか。

「考え方の整理」を作成・公表する利点

本論点について、「考え方の整理」を作成・公表する場合、以下のような利点が考えられる。

- ✓ これまでの議論は、現行法において必ずしも明確でなかった「実質的に国内の実施と認められるための要件」を明確化する趣旨であったことから、どのような明確化が特許権者と事業実施者のバランス等の観点から妥当かという当該議論の蓄積を、現行法における望ましい解釈・考え方として活用し、「考え方の整理」を早期に作成することが見込める。
- ✓ 現行法において妥当と考えられる「実質的に国内の実施と認められるための要件」や「想定事例への当てはめ」等を具体的に示しながら、どのような場合に権利侵害となり得るかを分かりやすく説明することができる。
- ✓ 今後の裁判例や技術の動向に応じて、柔軟な改訂が可能である。

「考え方の整理」の骨子（案）

➤ 本論点における「考え方の整理」を作成・公表する場合に想定される骨子（案）を以下に示す。

※ チェック「✓」で記載している点は、「考え方の整理」の中心となる3. に盛り込むべきポイントの例。

＜骨子案＞

1. はじめに

2. 検討の前提

（1）特許法における関連規定

（2）属地主義の考え方と裁判例

（3）ネットワーク関連発明における課題

検討の前提を整理して記載予定。

ドワンゴ対FC2事件の最高裁判決を参考に、これまでの本小委員会での議論を活用しながら、考え方を整理することを想定。

3. 属地主義を踏まえたネットワーク関連発明の考え方

（1）前提

✓ ネットワーク関連発明について、その実施の態様によっては、特許発明の構成要素の一部が海外に存在したとしても、属地主義を前提としながら実質的に国内の実施と評価できる（特許権侵害が認められる。）。

✓ その際、特に重要な要素となり得る点として、少なくとも（2）に記載の点が挙げられる。

（2）特に考慮されるべき重要な要素

（ア）国内で発現している特許発明の技術的な効果

✓ 技術的な効果が直接的に国内で生じていることが必要と考えられる点等を記載。

（イ）国内で特許権者に及ぶ経済的な影響

✓ 技術的な効果が生じていても、「特許権者に経済的な影響が国内で発現していない」という事情が認められる場合には、侵害が否定され得る。

（3）備考

✓ 国内に存在する特許発明の構成要素の取扱いに関する考え方について、本小委員会での議論等を整理しつつ、更に今後国内外の情勢を注視していく必要があることを指摘。

4. おわりに

御議論いただきたい点

- 今次小委員会では、これまでの議論を振り返り、以下の検討の方向性（案）等についてお示しした。この方向性（案）について御議論いただきたい。
 - これまで要件の明確化を目指して行われてきた議論をいかし、本小委員会にて引き続き御意見をいただきながら、特許庁にて現行法を前提とした「考え方の整理」の作成・公表を行うことが考えられるのではないか。
- さらに、仮にこの方向性で進める場合に想定される「考え方の整理」の骨子（案）についても併せて御確認いただいたところ。本骨子（案）についても御意見をいただきたい。

2. 知的財産の侵害抑止へ向けた取組

これまでの経緯と今後の進め方

- 政府等文書において、中小・小規模企業・スタートアップが保有する知的財産の侵害を抑止するために知的財産を侵害させないための取組を行うことが掲げられ、政府全体として知的財産の侵害抑止に取り組んでいる状況にある。特許制度小委員会においても、権利侵害の抑止へ向けた検討が開始された。
- 本小委員会では、特許権の侵害抑止に関する国内外の制度を調査した令和6年度調査研究の結果を報告し、特許権侵害の抑止へ向けた施策として、特許表示の活用に関する議論を行った。特許権の侵害を事前に抑止する必要性が確認され、特許表示の活用への賛同意見や今後の方向性について実態把握の必要があるとの意見、特許表示のみでは侵害抑止効果が十分でない可能性があるため他の制度との連関も検討すべきとの意見等、様々な御意見をいただいた。
- そして、これらの御意見を踏まえて、以下の方向性が示されたところ。特許権侵害の抑止の必要性について、国内企業が有する特許権に対する侵害の実態調査を更に行い、海外の特許表示をはじめとする特許権侵害の抑止に資する制度の調査を実施する。



国内企業が有する特許権に対する侵害の実態調査及び特許権侵害の抑止に資する制度の調査を実施中。
今次小委員会では、実態調査の途中経過を御報告する。

知的財産侵害の抑止に関する近時の動き

- 知的財産侵害の抑止に関して、権利化された知的財産権の侵害抑止、権利化に至っていない知的財産の侵害抑止及び知的財産の取引適正化が論点となっている。
- 知的財産の取引適正化に関する論点は、公正取引委員会・中小企業庁・特許庁の三者を事務局として、企業取引研究会知財取引ワーキンググループを立ち上げ、アンケート調査を行う等実態把握・今後の施策について対応をしている。
- 知的財産の侵害抑止に関しては、政府内での動きがあるところ、産業財産権の侵害に関する対応の在り方については、特許庁が主体的に取り組んでいる。

(参考) 政府等文書・各種提言における記載

新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版 (令和7年6月13日)

(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～ (骨太方針2025) (令和7年6月13日)

中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたりテラシーの向上等に取り組む。

知的財産推進計画2025～IPトランスフォーメーション～ (令和7年6月3日)

侵害抑止に向けた更なる対応の必要性を検討し、その上で諸外国に存在する制度を参考にしつつ、知的財産の侵害を抑止するための適切な制度的手当のあり方を検討することが求められている。

自由民主党 知的財産戦略調査会 知的財産戦略調査会提言 (令和7年5月22日)

中小企業・スタートアップが保有する知的財産の侵害を抑止するため、中小企業等の知財リテラシーの向上や政府の実態調査、適切な知的財産取引のための指針の徹底、知財取引アドバイザーボードの開催、侵害抑止強化に向けた法改正を含めた制度構築の検討等を通じて、知的財産を侵害させないための取組を行うべきである。

令和7年度調査研究及びその他実態調査の概要

- 本小委員会での特許権に対する侵害の実態調査の必要性に関する御意見を背景として、**調査研究を実施**している。
- さらに、調査研究とは別途、**ヒアリングを通じた実態調査**も行っている。これまで大企業・中小企業、弁護士、弁理士等に対して実施し、今後も引き続き実施していく。
- 次頁以降にて、**実態調査のうちアンケートや国内ヒアリングについてこれまでに得られた結果**を御報告する。

■ 実態調査のための事業概要

公開情報調査

- 調査対象国（日本、米国、英国、フランス、ドイツ、韓国）の特許権侵害の抑止に資する制度概要等を調査。

海外ヒアリング調査

- 対象：米国、英国、フランス、ドイツ、韓国
- 調査対象国の実務者（弁護士、弁理士）より、特許権侵害の抑止に資する制度の運用、裁判実務等の実態を聴取。

裁判例調査

- 国内の特許権侵害事件を調査。
- 損害賠償請求額／認容額の推移、損害賠償額の算定における考慮要素等を分析。

国内アンケート調査

送付対象：大企業532者 中小企業等637者
回答数：大企業287者 中小企業等177者

- 国内企業の特許権侵害、権利行使の実態を調査。
- 自社特許権の侵害防止策の実施状況、他社特許権に対するクリアランス調査の実施状況等を調査。

国内ヒアリング調査

対象：大企業（機械・電気機器等製造業、化学工業、食品製造業、卸売・小売業等）、中小企業等（機械・電気機器等製造業、繊維製造業、その他の製造業等）

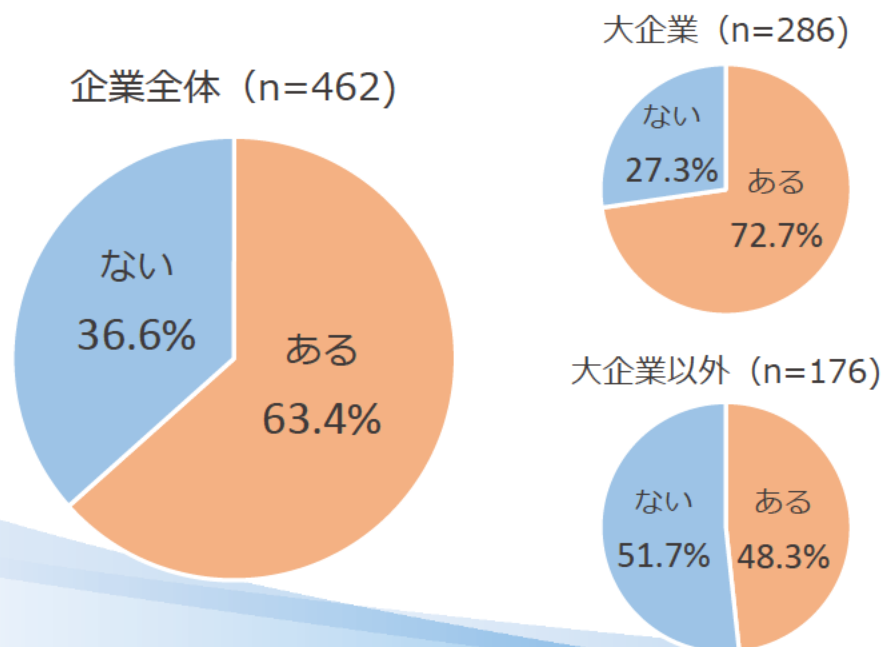
- 国内企業の特許権侵害、権利行使の実態を聴取。
- 自社特許権の侵害防止策の実施状況、他社特許権に対するクリアランス調査の実施状況等を聴取。

国内の特許権侵害に関する実態①（侵害された経験の有無）

- 自社の特許権を侵害された又は侵害された可能性があると感じた経験がある企業は、63.4%にわたる。
- 企業規模では、大企業・大企業以外で比較すると、大企業で「経験がある」と回答した割合が72.7%、大企業以外で「経験ある」と回答した割合が48.3%であった。
- 今もなお権利侵害に困っている企業の声も多く聴取されたが、業界によって特許権侵害の回避に対する意識に違いがあることが分かった。

アンケート結果

貴社の特許権が侵害されている（可能性がある場合も含む）と感じた経験はありますか。



ヒアリングで聴取された意見（例）

- 当社の主力製品一部の機構や部品（特許取得済）と同様のものが、他社で製造販売されている事案が何度かあった。当社の顧客が、当社純正品の代替品を内製・別の他社に製造依頼しているケースがあった。おそらく、顧客は当社の特許権を知っていたと思う。
- 特許については競合メーカーが当社の特許を知っている可能性が高いと感じることが多い。同じ課題に対して技術開発を進めており、その中で互いに近い特許技術を把握した上で、回避策を講じながら開発しているためである。
- 業界として周囲のメーカーの権利意識が低く、何度も真似されている。企業規模が小さい企業は、当社の特許を知らず侵害の意図はなかったと思われる。最近大企業にも侵害された。この企業は当社の権利を知らないはずがなく、業界特有の事情で侵害しても大丈夫だろうと考えていたように思う。業界の権利意識が低いのは非常に課題。

国内の特許権侵害に関する実態②（権利行使の課題）

- 特許権侵害を認識した場合に権利行使ができるか否かについて、「原則として対抗手段をとらない」者は2.2%と少数に留まるが、「場合によっては対抗手段をとる」者は66.6%と多数存在する。
- このうち、権利行使ができない主な理由としては、①コストに比して損害賠償額が小さいと見込まれること、②侵害の確証に疑義があること、③権利行使のためのリソース不足、④取引関係に影響が見込まれることが挙げられる。
- これは、ヒアリングの結果を踏まえると、権利行使をして回復される利益に比べて、権利行使をすることに伴うハードル（コスト負担、立証負担や取引関係への影響）により、侵害に対する権利行使を躊躇する実態がうかがわれる。

アンケート結果

貴社の特許権が侵害されている場合、侵害者と疑われる者への対抗手段（交渉、警告、訴訟等）をとりますか。（n=461）

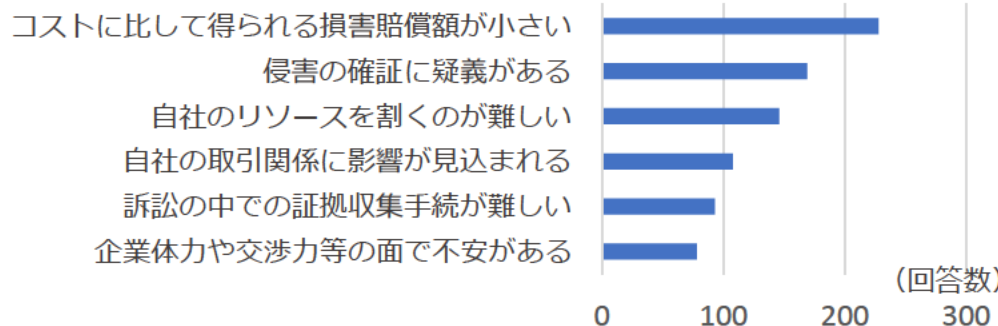
原則として対抗手段をとらない

2.2%

原則として対抗手段をとる
31.2%

場合によっては対抗手段をとる
66.6%

＜対抗手段を断念する理由（複数回答可、上位6位）＞



ヒアリングで聴取された意見（例）

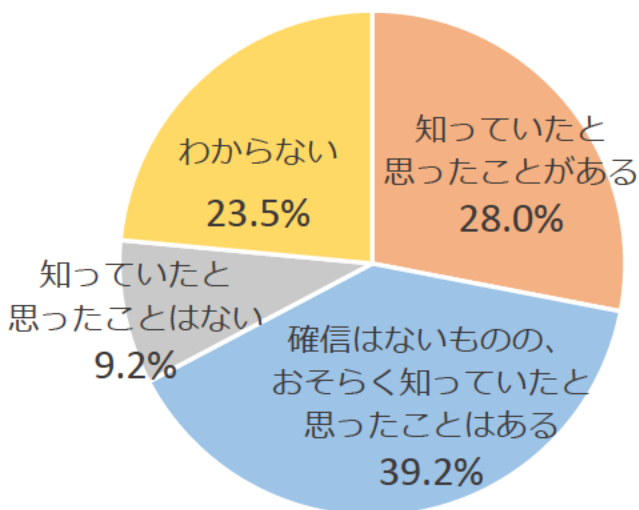
- 過去の訴訟において、損害額の推定が覆されて損害賠償額が大きく減額された経験があり、対応を躊躇する要因となっている。損害賠償額が高く認定されるようになると、権利行使がし易くなると考える。
- 認められた損害賠償額に対し、長期間にわたる訴訟対応に要した人的・金銭的成本が大きく上回っている。
- 紛争解決に時間がかかる場合は訴訟をせず断念することもある。
- 侵害かどうか確定できない場合、又は取引関係への影響が見込まれる場合には権利行使をしないことがある。
例えば、顧客に迷惑がかかる状況や、特許侵害がある場合にその分野では競合であるとしても別の分野では顧客である場合が該当する。

国内の特許権侵害に関する実態③（権利を知らながら侵害された事案）

- ヒアリング調査を通じて、権利侵害の場合に相手方の権利を知らながら故意に侵害しているのではないかと疑われる事案が認められた。
- 侵害の確度が不明瞭な事案も見られる一方で、侵害の可能性が高いものの企業体力等に鑑みて、権利侵害に対する対抗を断念し「泣き寝入り」する事案も聴取されている。

（参考）アンケート結果

貴社の特許権が侵害されていると感じた時に、被疑侵害者は貴社の特許権の存在を既に知っていた（特許権の存在を知った上でなお侵害していた）と思ったことはありますか。（n=293）



ヒアリングで聴取された意見（例）

- 当社は、WEBサービスにつき東証プライム上場企業から出資を持ちかけられ、自社技術に関する情報を開示した。このとき、当社は当該サービスに関する特許権を複数有していた。しかし、実際に出資されることはなく、しばらくたって類似サービスがリリースされた。現時点でも当該のサービスは継続中であり、当社が新機能を開発する度に、模倣が繰り返されている状況。
- オンライン取引プラットフォーム上に出品している企業の製品が自社の特許権を侵害するとして、プラットフォーム業者に削除要請を行い当該製品のサイトが削除された。当該ページの記載から、相手方製品が当社の特許権に抵触することが明らかな状況であった。その後、相手方は、削除要請の契機となったページ上の記載のみを変更して、同じ製品をプラットフォーム上で販売を再開した。
- 大企業が販売する製品に当社の特許権侵害の疑いを持ったため製品を購入して調査したところ、侵害の可能性が極めて高かった。相手方は日本を代表する大企業であることから、特許侵害調査をしていないとは考えられない上に、当社の材料は業界では有名でもあったため、相手方が特許に気がついていないとは考えにくい。しかし、将来取引先になる可能性があることから関係性の悪化を避けるため、何もできなかった。

(参考) 特許表示の活用可能性

- 特許表示が積極的に行われるようになれば、他者の特許権に気づきやすくなるため、意図しない侵害を予防する効果が期待できる。
- 特許表示は、侵害抑止の他に、マーケティング効果や企業間のパートナーシップ創出効果等の副次的効果があり、知財を活用した経営戦略の一つとしても注目されている。

特許表示の侵害抑止効果

- ✓ 特許表示が積極的に行われるようになれば、他者の特許権に気づきやすくなる者がアンケート回答者の約75%に上る。
- ✓ 気づきやすくなる理由として、競合他社の製品はチェックしているため、特許表示があれば権利を発見できるという意見が多かった（回答数113）。
- ✓ 企業ヒアリングでも特許表示が侵害抑止に効果を奏したという声が複数あった。

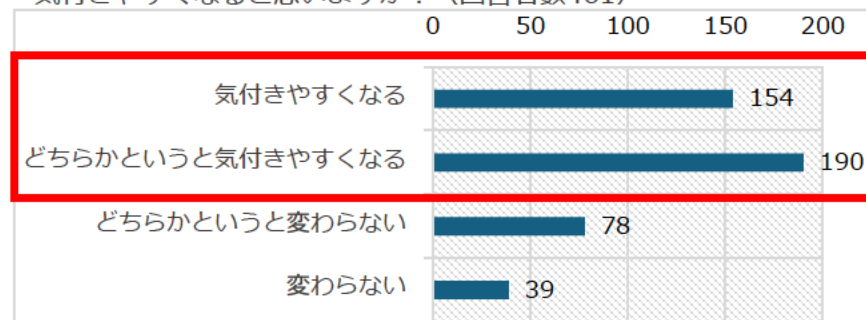
- ◆ 過去に製品に特許表示を行った際、以前から侵害の疑惑を持っていた他者製品の疑惑部分が設計変更された事例がある。
- ◆ 特許表示を行い、営業でも権利をアピールしていた製品について、他社の製品が当社の権利を意識的に回避した設計となっていた事例がある。侵害抑止の観点から特許表示に一定の効果があつたと感じた。

- ✓ 海外ヒアリングでは、特許表示の活用が多い英国・米国では特許表示がある場合の方が特許権を回避する傾向が強く、侵害件数や訴訟件数も少ない傾向にあるとの意見があった。

特許表示の副次的効果

- ✓ 特許表示がBtoC・BtoBの購買意欲の上昇への効果があり、特許権取得のアピール（プレスリリース）が上場企業の株価上昇に影響を与えるとする研究結果がある。
- ✓ 企業ヒアリングでは、技術力のアピールや製品の広告宣伝効果を感じるとの声が多数聴取された。
- ✓ 特許表示が契機となり、ライセンス契約先・協力会社・共同開発先の発見に繋がり、企業間の共創関係の構築に至った例もあった。

特許表示等が積極的に行われるようになれば、他社の特許権に気づきやすくなると思いますか？（回答者数461）



課題/御議論いただきたい事項

課題/今後の方向性

- 実態調査は継続中であり、今回はアンケート調査やヒアリング調査にてこれまでに得た権利侵害の実態を報告した。
- 結果から、権利侵害をされた場合に必ずしも権利行使できるとはいえないこと及び故意による権利侵害が疑われる事案の存在が課題として抽出された。
- 今後、更なる実態調査を進め、その結果を踏まえて、知財ユーザーの皆様の声に耳を傾けながら課題に応じた方向性を検討していく。



本日御報告した事項（近時の動きや実態調査の結果等）に関する御意見をお伺いしたい。
本論点は、実態の把握が重要であるところ、実態として他に知っているものや課題を感じる点はあるか。

ヒアリング調査は継続して行っているところ、実態調査として追加すべき点はあるか。

3. 次回の特許制度小委員会について（予定）

次回の特許制度小委員会について（予定）

➤ 開催予定時期

- 令和8年初め頃（予定）

➤ 御議論いただく内容

- 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護、AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応及び知的財産の侵害抑止へ向けた取組について、これまでにいただいた御指摘を踏まえて引き続き御議論いただく予定。

※議題は変更させていただく可能性がある。